



県章

山形県公報

令和7年10月10日(金)

号外(32)

目次

条 例

- 山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例……………(DX推進課) … 2
- 山形県防災会議条例の一部を改正する条例……………(防災危機管理課) … 同
- 山形県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例……………(空港港湾課) … 同

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第40号) (DX推進課)
 - 1 題名を山形県個人番号の利用に関する条例に改めることとした。(題名関係)
 - 2 県の執行機関が県の他の執行機関に特定個人情報を提供することができる場合を定める規定を削除することとした。(改正前の第4条及び別表第3関係)
 - 3 県の執行機関が個人番号の利用を行うことができる事務の範囲を変更することとした。(改正前の別表第1第5項、第7項～第10項及び第13項～第16項関係)
 - 4 県の執行機関が利用することができる特定個人情報の範囲を変更することとした。(改正前の別表第2第5項関係)
- ◇ 山形県防災会議条例の一部を改正する条例 (県条例第41号) (防災危機管理課)
 - 1 山形県防災会議の委員のうち、知事が部内の職員のうちから指名する者及び自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから知事が任命する者の定数を変更することとした。(第2条第1号及び第4号関係)
 - 2 山形県防災会議の幹事の定数を変更することとした。(第4条第1項関係)
- ◇ 山形県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例 (県条例第42号) (空港港湾課)
 - 1 港湾法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、港湾法等の一部を改正する法律(令和7年法律第25号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

条 例

山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第40号

山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月県条例第60号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県個人番号の利用に関する条例

第 1 条中「及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供」を削る。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とする。

別表第 1 中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とし、第 7 項から第10項までを削り、第11項を第 6 項とし、第12項を第 7 項とし、第13項から第16項までを削る。

別表第 2 中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を第 6 項とし、同表第 8 項中「保護者等」を「保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。第11項において同じ。）」に改め、同項を同表第 7 項とし、同表中第 9 項を第 8 項とし、第10項から第12項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 3 を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第41号

山形県防災会議条例の一部を改正する条例

山形県防災会議条例（昭和37年10月県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「14人」を「19人」に改め、同条第 4 号中「8 人」を「20人」に改める。

第 4 条第 1 項中「58人」を「62人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、山形県防災会議条例第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員（関係行政機関の職員である委員を除く。）の任期の満了する日までとする。

山形県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第42号

山形県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例

山形県地方港湾審議会条例（昭和49年 3 月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「第 8 項」を「第12項」に改める。

附 則

この条例は、港湾法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第25号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

令和7年10月10日印刷
令和7年10月10日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県